

議案第50号説明資料

平成28年11月29日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～4
改正資料	5～8
新旧対照表	9～15

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○改正概要

国民健康保険財政の支出については、被保険者に占める高齢者の割合の増加から、一人当たりの医療給付費は増加傾向となっており、収入については、被保険者数の減少等の要因により、歳入の根幹となる国民健康保険税収入は、減少しています。

平成 29 年度分の税率等については、国民健康保険税の内、医療給付費分は、平成 30 年度以降の国民健康保険広域化を踏まえ、資産割を廃止しつつ収入総額を維持するため、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、一般会計からの法定外繰入額を圧縮するため負担割合の改正を行います。

また、平成 28 年 3 月 31 日に所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）が公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）の一部改正が行われ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 226 号）が公布され、施行されることとなったため、所要の改正を行います。

○改内内容

1. 対象期間（税率等の改正関係）

3年ごとの改正を行っていましたが、平成 30 年 4 月 1 日に国民健康保険の保険者に都道府県が加わる新制度がスタートするため、平成 29 年度分のみを対象とします。

対象期間	3年ごと	⇒	1年間のみ
------	------	---	-------

2. 賦課方式の見直し（税率等の改正関係）

新制度において、神奈川県では、資産割は採用せず、所得割・均等割・平等割による賦課方式を採用することを受け、スムーズな移行を目指し、3方式とします。

医療給付費分	4方式	⇒	3方式（資産割廃止）
--------	-----	---	------------

3. 国民健康保険税率・税額の見直し（税率等の改正関係）

改定率	3. 1%の増
-----	---------

		A医療給付費分	B後期高齢者支援金分	C介護納付金分
ア 所得割率 (%)	現行	5. 6%	2. 2%	1. 8%
	改正後	5. 7%	2. 5%	2. 1%
イ 資産割率 (%)	現行	10%	/	/
	改正後	廃止	/	/
ウ 均等割額 (人ごと)	現行	20,400円	9,900円	10,000円
	改正後	22,000円	11,000円	11,500円
エ 平等割額 (世帯ごと)	現行	25,000円	/	/
	改正後	27,000円	/	/

4. 国民健康保険税額の軽減（税率等の改正関係）

区 分		軽減該当世帯の負担額			本来の 負担額
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	
均 等 割	医療給付費分	6,600円	11,000円	17,600円	22,000円
	後期高齢者支援金分	3,300円	5,500円	8,800円	11,000円
	介護納付金分	3,450円	5,750円	9,200円	11,500円
平 等 割	医療給付費分	8,100円	13,500円	21,600円	27,000円
	後期高齢者支援金分				
	介護納付金分				

軽減の対象となる判定基準額（参考）

1人世帯の場合

- ・ 7割軽減世帯 33万円以下
- ・ 5割軽減世帯 59.5万円以下（33万円＋26.5万円）
- ・ 2割軽減世帯 81万円以下（33万円＋48万円）

2人世帯の場合

- ・ 7割軽減世帯 33万円以下
- ・ 5割軽減世帯 86万円以下（33万円＋26.5万円×2人）
- ・ 2割軽減世帯 129万円以下（33万円＋48万円×2人）

3人世帯の場合

- ・ 7割軽減世帯 33万円以下
- ・ 5割軽減世帯 112.5万円以下（33万円＋26.5万円×3人）
- ・ 2割軽減世帯 177万円以下（33万円＋48万円×3人）

世帯人数は、国民健康保険の被保険者数です。

5. 所得税法等の一部改正に伴う改正

所得税法等の一部改正により、「特例適用利子等」と「特例適用配当等」は、分離課税となりましたが、国民健康保険では、今までどおり課税標準額に含めて税額を積算することとされているため、大磯町国民健康保険税条例に附則として「特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例」及び「特例適用配当等に係る国民健康保険税の特例」を加える改正を行います。

所得税法等の改正によるイメージ図

現行		⇒	改正後	
課税標準額	総所得金額		課税標準額	総所得金額
	A: 給与所得 B: 事業所得 など C: 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する利子等 D: 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する配当等	A: 給与所得 B: 事業所得 など C: 特例適用利子等 D: 特例適用配当等		

※ 課税標準額とは、税額を計算する上での基礎的な金額のことです。

6. 施行日等

施行日　：平成 29 年 1 月 1 日

経過措置：この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○改正資料

1. 改正後の国民健康保険税の計算方法

一般的な現役世代に該当する世帯

世帯主(45歳)の給与収入：400万円（給与所得が266万円）

配偶者(38歳)の給与収入：100万円（給与所得が35万円）

子ども(15歳)1名

合計 3人世帯

A医療給付費分

ア所得割 (266万円 - 33万円) × 所得割率(5.7%) ……132,810円
(35万円 - 33万円) × 所得割率(5.7%) ……1,140円 133,950円

ウ均等割 3人 × 均等割額(22,000円) 66,000円

エ平等割 平等割額(27,000円) 27,000円

小計：226,900円（百円未満切り捨て）

B後期高齢者支援金分

ア所得割 (266万円 - 33万円) × 所得割率(2.5%) ……58,250円
(35万円 - 33万円) × 所得割率(2.5%) ……500円 58,750円

ウ均等割 3人 × 均等割額(11,000円) 33,000円

小計：91,700円（百円未満切り捨て）

C介護納付金分(該当1人分)

ア所得割 (266万円 - 33万円) × 所得割率(2.1%) 48,930円

ウ均等割 1人 × 均等割額(11,500円) 11,500円

小計：60,400円（百円未満切り捨て）

合計 国民健康保険税は、379,000円(年額)

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

世帯主(70歳)の年金収入：80万円(年金所得は0円)
配偶者(68歳)の年金収入：30万円(年金所得は0円)
合計 2人世帯

A医療給付費分

ア	所得割	いずれも年金所得金額が基礎控除以下なので…課税なし	0円
ウ	均等割	2人×均等割額(22,000円)×(1-0.7)……………7割軽減	13,200円
エ	平等割	27,000円×(1-0.7)……………7割軽減	8,100円

小計：21,300円(百円未満切り捨て)

B後期高齢者支援金分

ア	所得割	いずれも年金所得金額が基礎控除以下なので…課税なし	0円
ウ	均等割	2人×均等割額(11,000円)×(1-0.7)……………7割軽減	6,600円

小計：6,600円(百円未満切り捨て)

C介護納付金

ア	所得割	いずれも65歳以上なので……………課税なし	0円
ウ	均等割	いずれも65歳以上なので……………課税なし	0円

小計：0円

合計 国民健康保険税は、27,900円(年額)

2. 国民健康保険税率等の改正による財政への影響

科目	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計 F
必要額合計	630,460,000円	301,047,200円	94,630,000円	1,026,137,200円

医療給付費分 A	後期高齢者支援金分 B	介護納付金分 C	試算合計 D	一般会計からの法定外繰入 E F-D
----------	-------------	----------	--------	-----------------------

現行	改定率 0%	総額	636,056,400円 (101%)	211,169,900円 (70%)	63,552,900円 (67%)	910,779,200円	115,358,000円
		所得割	5.6%	2.2%	1.8%		
		資産割	10.0%	-	-		
		均等割	20,400円	9,900円	10,000円		
		平等割	25,000円	-	-		
		応能:応益	56:44	61:39	60:40		

改正後	改定率 3.1%	総額	631,071,800円 (100%)	235,066,400円 (78%)	72,667,000円 (77%)	938,805,200円	87,332,000円
		所得割	5.7%	2.5%	2.1%		
		均等割	22,000円	11,000円	11,500円		
		平等割	27,000円	-	-		
		応能:応益	52:48	61:39	59:41		
		改定率 ▼0.8%	改定率 11.3%	改定率 14.3%			

*平成28年8月1日現在の加入状況から試算しています。

3. 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

●世帯1

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得	固定資産税額
大磯太郎	世帯主	45歳	4,000,000	2,660,000	100,000
大磯花子	妻	38歳	1,000,000	350,000	0
大磯次郎	子	15歳	0	0	0

現役世代+子ども
持ち家あり
軽減非該当
介護納付金該当者1名

	総額	医療給付費分					後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割	資産割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	361,100	131,600	10,000	61,200	25,000	227,800	51,700	29,700	81,400	41,940	10,000	51,900
改正後	379,000	133,950	0	66,000	27,000	226,900	58,750	33,000	91,700	48,930	11,500	60,400
差額	17,900											

百円未満切捨

百円未満切捨

百円未満切捨

●世帯2

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得	年金収入	年金所得
神奈川太郎	世帯主	67歳	3,000,000	1,920,000	2,000,000	800,000
神奈川花子	妻	64歳	1,000,000	350,000	0	0

高齢者夫婦
持ち家なし
軽減非該当
介護納付金該当者1名

	総額	医療給付費分					後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割	資産割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	283,800	134,960	0	40,800	25,000	200,700	53,020	19,800	72,800	360	10,000	10,300
改正後	302,400	137,370	0	44,000	27,000	208,300	60,250	22,000	82,200	420	11,500	11,900
差額	18,600											

百円未満切捨

百円未満切捨

百円未満切捨

●世帯3

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得	固定資産税額
こくほ太郎	世帯主	70歳	800,000	0	100,000
こくほ花子	妻	68歳	300,000	0	0

高齢者夫婦
持ち家あり
軽減該当（7割軽減）
介護納付金該当なし

	総額	医療給付費分					後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割	資産割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	35,600	0	10,000	12,240	7,500	29,700	0	5,940	5,900	—	—	—
改正後	27,900	0	0	13,200	8,100	21,300	0	6,600	6,600	—	—	—
差額	-7,700											

百円未満切捨

百円未満切捨

百円未満切捨

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (課税額)</p>	<p>第1条 省略 (課税額)</p>
<p>第2条 省略</p>	<p>第2条 省略</p>
<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、<u>被保険者均等割額</u>及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、基礎課税額は、その額とする。</p>	<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額並びに被保険者均等割額</u>及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、基礎課税額は、その額とする。</p>
<p>3～4 省略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>3～4 省略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.6</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略 <u>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</u></p>
<p><u>第4条 削除</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p><u>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の10.0を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）以外の世帯 <u>2万7,000円</u></p>	<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）以外の世帯 <u>2万5,000円</u></p>
<p><u>円</u></p>	<p><u>円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>1万3,500円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>1万2,500円</u></p>
<p>(3) 特定継続世帯 <u>2万250円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万8,750円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,500円</u>とする。</p>	<p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万円</u>とする。</p>
<p>第11条～第21条 省略</p>	<p>第11条～第21条 省略</p>

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万5,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万8,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万4,175円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,700円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,050円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万4,280円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万7,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万3,125円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,930円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,000円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務</p>

改正案	現行
<p>務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万1,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万3,500円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>6,750円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1万125円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,500円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,750円</u></p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,400円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,700円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,050円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,200円</u></p>	<p>務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万2,500円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>6,250円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>9,375円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,950円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,000円</u></p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,080円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,000円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,500円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,750円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,980円</u></p>

改正案	現行
<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,300円</u></p> <p>第22条の2～第27条 省略 附則 1～9 省略</p>	<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,000円</u></p> <p>第22条の2～第27条 省略 附則 1～9 省略</p>
<p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例)</u></p>	
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	
<p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p>	
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法</p>	

改正案	現行
<p><u>律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p>	
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p><u>12</u> 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p><u>10</u> 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p><u>13</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第</p>	<p><u>11</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第</p>

改正案	現行
<p>3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>(適用区分)</u></p>	
<p><u>3 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12号第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。</u></p>	